

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 45 号  
2 0 1 4 年 4 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「乗務点呼時に関する掲示内容の報告と乗務手帳の記入について」に関する申し入れ

去る3月27日、大阪第二運輸所の運転士の乗務点呼において当日、当直であった早水助役は、3月27日付総務科掲示「大二運総第90号」の「業務中の私物の携帯電話の使用について」名の掲示について、掲示されていることの報告と乗務手帳への記入を指示した。

これまで総務科関係の掲示に関しては乗務には直接関係ないことから、乗務点呼時に乗務員からの報告及び乗務手帳への記入は省略されていた。しかし、今回早水助役は「制服貸与や割引証交換などの掲示についても乗務点呼で乗務員は報告している」と主張した。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

#### 記

1. 乗務員の準備報告時間の詳細を運転士及び車掌について、それぞれ具体的に明らかにすること。
2. 乗務員の準備報告時間に確認すべき掲示、並びに乗務点呼時に乗務手帳に記載しなければならない事柄を運転士及び車掌について、それぞれ具体的に明らかにすること。
3. 乗務員の準備報告時間内に確認及び乗務点呼時に報告、乗務手帳に記入する事柄に総務科関係の掲示も含まれるのか否か明らかにすること。
4. 当日、早水助役は他の乗務員の乗務点呼において、3月27日付総務科掲示「大二運総第90号」の「業務中の私物の携帯電話の使用について」名の掲示が掲出される直前の総務科掲示（制服貸与、割引証交換等）が掲示されていたにも関わらず、乗務点呼でそれらについての報告は一切求めなかった。  
当日の早水助役は何を根拠にして総務科の掲示内容によって報告と手帳への記入を指示し区別したのか明らかにすること。

以上